

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【4】教育分野に関する課題</p> <p>①授業料無償化により高校進学への選択肢が増える一方、再編整備計画に基づいて府立高校の統廃合が進んできている。後期中等教育における公教育の役割と責任に関して、大阪府教育庁としての基本的な考え方を示されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 後期中等教育における公教育の役割は、すべての子どもたちに対して教育の機会を保障するとともに、すべての生徒の可能性を最大限引き出しながら、社会で活躍するために必要となる能力等を育むことと認識しています。</p> <p>○ 大阪府教育庁としては、子どもたちが家庭の経済的な事情によらず自由な高校選択ができるよう私立高校等授業料無償化制度を実施するとともに、府立高校においては、生徒等に「選ばれる学校」となるよう、昨年度末に策定した府立高校改革グランドデザイン及び今年秋頃目途に策定するアクションプランに基づき、府立高校の魅力・特色化を進めてまいります。また、府立高校の再編整備に当たっては、生徒のニーズを踏まえた教育内容の充実と就学機会の確保を前提とした効率的な学校配置に努めてまいります。</p> <p>○ 今後とも、公私の切磋琢磨により、大阪の教育の質の向上に取り組んでまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>教育庁 教育振興室 高校改革課 // // 高等学校課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【4】教育分野に関する課題

- ②高等学校において授業料以外で当該校への納付金（入学金含む）に関する実態把握を実施されたい。生徒の進路選択にあたって適切に公表されているのかもあわせて調査を実施されたい。

（回答）

- 府立学校では、生徒が学校生活を送る上で必要となる私的な経費を賄うため、学校徴収金等を徴収しています。
- 大阪府教育庁では、学校徴収金等の内容・金額について、府立学校に対する査察の際にその実態を把握しているほか、各学校においてホームページに掲載することにより、在校生や受験生（及びその保護者）への情報提供を図るよう指導しているところです。
- 今後とも、ホームページの掲載状況について調査を行うなど、各学校において積極的に情報提供が行われるよう取り組んでまいります。
- 私立高校の生徒納付金については、学則の記載事項となっていることから、毎年度、金額や内容を調査しています。
- 授業料をはじめとする生徒納付金の額については、各学校において、生徒募集要項等に記載したりホームページに掲載したりするなどして、保護者にお知らせをしています。また、学校説明会等において個別に詳細な説明を行っているところです。
- 大阪府教育庁においては、毎年度、市町村教育委員会を通じて、中学3年生の保護者向けに、私立高校等授業料無償化制度の概要を記載したチラシを配布しており、その中で、入学金のような一時金や修学旅行積立金のような実費については制度の対象外となり、別途保護者負担が生じることをお知らせしています。併せて、各学校に対しても、生徒納付金に関しては保護者に丁寧に周知するよう中高連の会議等を通じて繰り返し説明しています。
- 生徒納付金の額は、生徒・保護者にとって進路選択を行う上での重要な情報であることから、引き続き、各学校において適切に周知されるよう働きかけてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 施設財務課（線なし部について回答）

// 私学課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【4】教育分野に関する課題

- ③2028年度の府立高校入学者選抜制度で、特別選抜と一般選抜の統合、学校の特色と生徒の興味・関心がよりつながりやすくするように「学校特色枠」が導入されることとなった。「誰一人取り残されない」教育の推進、人権教育の視点がどのような反映されるのか、基本的な考え方を明らかにされたい。2028年度以降に高校進学を控えている生徒・保護者への周知等に関して基本方向も示されたい。

（回答）

- 大阪府教育委員会においては、令和7(2025)年3月に令和10(2028)年度以降の府立高等学校入学者選抜制度改善方針を定め、新たに、生徒の個性や可能性を引き出すとともに、より各校の特色と受験生の興味・関心とが合致する選抜制度とすることを理念の1つに加え、学校特色枠を設定しました。
- また、高等学校段階における不登校や中途退学・転学が依然として高水準で推移している中、高等学校と入学生の準備期間を確保するとともに中高連携の充実を図ることで、切れめのない指導や支援を行えるよう、特別選抜と一般選抜を統合することとしました。加えて、府立高校の第1志望校が不合格であってもなお、別の府立高校に進学を希望する生徒のニーズに corres 応するため、全日制の課程において、第2志望校への出願機会を創出することとしました。
- 新たな入学者選抜を受験する中学校1年生が制度をしっかりと理解したうえで受験に臨めるよう、制度の周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【4】教育分野に関する課題

⑥今年6月、4省庁による「教育DXロードマップ」が公表された。その中で生成AIの利活用が示されている。教員の業務効率化や「生成AIによるデータ等を活用してさらに学びを深める」という積極面もある一方で、偽・誤情報を信じてしまったり、著作権やプライバシーの侵害を引き起こしたり、子どもたちの「生きる力」をのばしていくための思考力や創造性を失われることも大いに懸念される。文部科学省がガイドラインを公表しているが、大阪府教育庁としてのどのように対応されるのか、見解等を示されたい。

（回答）

- 生成AIは、使い方によって、有用性の高い道具となり得るものと認識しています。一方で、活用にあたっては、生成AIから得られる情報は、事実と異なるものや偏見等が含まれる可能性があることを理解した上で、あくまでも参考の一つとして取り扱うことが重要であると考えています。
- 今後、生成AIが社会生活に組み込まれていくことを念頭に、すべての府立学校で適切に生成AIを利活用できるよう、大阪府教育庁としても、学習に役立てる方法等について研究するとともに、好事例の蓄積や共有を行うなど、支援に努めてまいります。
- また、小中学校については、「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」に、『生成AI利活用を検討する場合には、文部科学省作成の「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン（Ver.2.0）」をふまえること。』と記載しており、各学校において本ガイドラインを踏まえ、教育活動の目的を達成する観点から効果的であるかを吟味し、適切な場面での利活用が行われていると考えます。
- 大阪府教育庁としては、情報モラルを含む情報活用能力の育成を一層充実させていくことが必要と考え、「大阪府情報活用能力ステップシート」を作成しました。ステップシートの「情報モラル・情報セキュリティ」の項目には、例えば「著作権等の情報に関する権利と重要性について理解できる」「生成AIの仕組み、利便性、リスク、留意点が見える」など、発達段階に応じて身に付けてほしいスキルを示しています。各学校がステップシート等も活用しながら適切に生成AIを利活用できるよう、引き続き、市町村教育委員会を通じて各校を支援していきます。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課（線なし部について回答）
 // // 支援教育課（ // ）
 // 市町村教育室 小中学校課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【4】教育分野に関する課題</p> <p>⑦教育における権利保持者（学習者）の尊重と、人権尊重に資する学校運営と教育活動を推進するため、公立高校・私立高校における人権教育推進計画を作成・公表するよう、積極的に働きかけられたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 府立高校については、毎年すべての学校に人権教育推進計画の作成を指示しており、今年度もすべての府立高校において作成されています。</p> <p>○ 引き続き、来年度以降も人権教育推進計画をすべての学校が作成するよう働きかけてまいります。</p> <p>○ <u>私立高校においては、毎年すべての学校が人権教育推進計画を作成していることを確認しています。</u></p> <p>○ <u>引き続き、大阪私立学校人権教育研究会と連携するとともに、校長会等を通じて、人権教育推進計画をすべての学校が作成するよう働きかけてまいります。</u></p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>教育庁 教育振興室 高等学校課（線なし部について回答）</p> <p>// 私学課（下線部について回答）</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【4】教育分野に関する課題

⑧ひきこもりや不登校、高校中退等により、十分な教育を受けられなかった者への支援施策に関して、大阪府教育庁としての方針を示されたい。必要とする財政的支援も講じられたい。

（回答）

- 大阪府では、一度も高校や支援学校高等部等に進学したことがない方や、高校等での学びを修了していない方に対して、公立高校への就学機会を確保しています。
- 中でも、中学校卒業後から一定期間が経過し、全日制の課程で学ぶことに心理的ハードルがある場合には、夜間定時制や通信制の課程に加え、昼夜間単位制など単位制高校として個人の生活スタイルや学びに応じた自由な時間割を設定できる学校も設置しています。
- 加えて、定時制及び通信制高校が開設している一部の科目について、一般府民が聴講できる制度も設けております。
- 社会教育においては、これまでも様々な事情により十分な教育を受けられなかった人などに対して学習機会を提供する役割を識字・日本語教室等が果たしてきたところです。引き続き識字・日本語教室等がその役割を果たせるよう、各市町村と連携を図っていくとともに、識字・日本語教室等を多くの人に知っていただけるよう、周知に努めてまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 高等学校課（線なし部について回答）

// 市町村教育室 地域教育振興課（下線部について回答）

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【4】教育分野に関する課題

⑨学校現場において、SNS上でのやりとりからいじめや部落差別などの人権侵害事象へと進展している事例の収集と分析に取り組みたい。

（回答）

- 大阪府教育庁として、教職員が差別事象等の人権侵害を見逃さない感覚を高めるため、「学校における人権教育推進のための資料集」を教職員に配付し、活用するよう求めています。
- また、府立学校及び市町村教育委員会に対し、児童生徒や教職員等による人権侵害事象が生じた場合には速やかに対応し、大阪府教育庁に報告するよう周知するとともに、いじめ等の生徒指導上のトラブルの中に差別発言等が認められた場合には、関係課で情報を共有し、連携して対応に当たっています。
- さらに、報告のあった事象については、府立学校及び市町村教育委員会と背景や課題を分析した上で、今後の取組みの充実や未然防止につながるよう指導・助言を行っています。
- 近年、SNS やインターネット上の情報に影響を受けた事象も増えていることから、SNS 上のいじめやトラブルがあった際に児童生徒等が即時に相談できるよう「ネットハーモニー」や「被害者救済システム」等の相談窓口を学校や市町村教育委員会を通じて周知するとともに、チラシやカードにして配付する等、児童生徒に直接届くように工夫しています。
- 引き続き、児童生徒が加害者にも被害者にもならないために身につけさせたい力や人権教育・情報モラル教育の教材等をまとめた「ネット上の偏見・差別について考える学習活動体系」等の活用を進めるとともに、児童生徒を取り巻く状況や人権侵害事象についての事例収集と丁寧な分析に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

教育庁 人権教育企画課
 // 教育振興室 高等学校課
 // // 支援教育課
 // 市町村教育室 小中学校課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】生活福祉分野に関する課題

- ①孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画がこのほど改定された。現在直面している課題の一つに子ども・若者の孤独・孤立状態の予防にむけた取り組みの推進（家庭でも学校でもない多様な居場所づくり、子ども・若者の悩みを地域で受けとめ、伴走支援を行う体制の構築等）が強調されている。隣保館や青少年施設の利活用など、大阪府としてどのような取り組みを推進されようとするのか、基本見解を示されたい。

（回答）

- 孤独・孤立対策の推進にあたり、大阪府では令和5年3月に「大阪府孤独・孤立対策推進指針」を作成し、この指針のもと、市町村における包括的な支援体制の整備をすすめ、孤独・孤立の状態を抱える方々の支援策の充実につなげていくこととしています。その一つとして、福祉基金を活用して民間団体が行う地域での居場所づくりやつながりづくりの活動を支援し、市町村等に活動内容を周知することにより、より多くの地域でこれらの活動が展開できるよう取り組んでおります。
- 隣保館につきましては、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、包括的な支援体制の構築にあたり重要な役割を果たす機関であると認識しており、令和6(2024)年3月策定の「第5期大阪府地域福祉支援計画」において、地域で孤立しないような居場所づくりや様々な地域交流活動などを実践する隣保館の取り組みをコラムで紹介しております。
- 今後も引き続き、市町村地域福祉担当課長会議等を通じ、隣保館の役割や取組等を発信してまいります。
- また、市町の青少年会館につきましては、青少年を取り巻く様々な課題に対し、青少年教育施設として事業を展開し、青少年の居場所としての役割を果たしてきました。
- 現在、市町が「大阪子ども・青少年施設等連絡会」を設置し、青少年会館の事業推進のための連絡・交流、研修事業等を実施しており、大阪府は参与という立場で、運営に参画する形で市町を支援しております。
- 今後も大阪府としては、青少年の健全育成に向け、各施設の課題解決や事業の充実に繋がるよう、市町間での情報共有の場を提供するなど、引き続き支援してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
 // 子ども家庭局 青少年支援課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【5】生活福祉分野に関する課題</p> <p>②物価高騰等が続き、介護事業所等はもとより、街かどデイハウスや子ども食堂など、地域福祉に係る居場所活動等の運営に支障をきたしているが、大阪府としての支援策を検討・実施されたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 物価高騰が続く中、その影響を受けている社会福祉施設等に対し、安定的な事業継続を支援するため、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和7年度では「社会福祉施設等物価高騰対策一時支援金事業（第4弾）」を実施し、社会福祉施設等に対して支援を行っています。</p> <p>○ また、子ども食堂への支援として、同じく国の臨時交付金を活用し、レトルト食品等の食品セットを定期的に配付する「子ども食堂における食の支援事業（食品セット配付）」を実施しています。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>福祉部 福祉総務課</p> <p>// 子ども家庭局 子育て支援課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>（要望項目）</p> <p>【5】生活福祉分野に関する課題</p> <p>③改正生活保護法をふまえ昨年10月から実施されている「子どもの進路選択支援事業」の状況等（福祉事務所を有しない町村含む）を把握されたい。</p>
<p>（回答）</p> <p>○ 生活保護法が改正され、令和6（2024）年10月1日から、「子どもの進路選択支援事業」を実施することができることとなり、それに先立つ令和6（2024）年9月に厚生労働省から示された当該事業内容等を政令市・中核市を除く府内各福祉事務所へ周知したところです。</p> <p>○ 大阪府内の各市町及び府子ども家Cが所管する郡部における当事業の実施状況を確認したところ、令和6（2024）年度において事業実施団体はありませんでした。また、令和7（2025）年度においても現時点で実施予定団体は0件といった状況です。</p> <p>○ なお、郡部においては、学校との役割分担や他の自治体の実施状況を踏まえつつ、実施に向けて考えてまいります。</p>
<p>（回答部局課名）</p> <p>福祉部 地域福祉推進室 社会援護課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

<p>(要望項目)</p> <p>【5】生活福祉分野に関する課題</p> <p>④地域共生社会の実現、地域住民の参画による地域福祉活動の推進、包括的な支援体制の整備に係る「地域づくり」等を担う地域人材の育成・支援に関して、大阪府の役割を明らかにされたい。</p>
<p>(回答)</p> <p>○ 大阪府では、「第5期大阪府地域福祉支援計画」に基づき、地域福祉・高齢者福祉交付金の市町村への交付等を通じて地域福祉のセーフティネットを機能させることを目的にCSWの配置促進に取り組んでいます。また、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）をはじめとする、地域福祉のコーディネーター間のネットワークの構築がより一層進むよう、市町村とともに意見交換や交流の機会の創出に取り組んでまいります。</p>
<p>(回答部局課名)</p> <p>福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【5】生活福祉分野に関する課題

- ⑤生活困窮者自立支援制度や隣保事業に関して、地域イベントや共生型食堂（子ども食堂）の運営サポート等に要支援者が参加するなど、社会参加支援（出番づくり）の企画・実施に活用できるような財政的支援について、国に積極的に働きかけられたい。

（回答）

- 住民の方々が、いきいきと自立した生活を送るためには、身近な地域におけるつながりの中で地域社会の一員として積極的な役割を果たしていくことが重要であり、住民や多様な主体が参画した地域づくりを持続可能な取組みとしていくことが大切であると認識しています。
- そのため、生活困窮者自立支援制度において、自治体の事業実施状況や意見を十分に踏まえた「地域づくり」ができるよう、十分な財政措置を講じるよう要望を行っています。
- また、隣保事業に関し、隣保館の運営に係る経費について、国の隣保館設置運営要綱に基づき補助しているところであり、隣保館の運営に関し必要な費用について十分な財政措置を講じるよう国に要望しているところです。
- 今後も、地域の実情にあわせた「地域づくり」を推進することができるように、また、隣保館の果たす役割を踏まえ充実した事業が実施できるように、大阪府としては、必要な費用について十分な財政措置を講じるよう、引き続き国に働きかけてまいります。

（回答部局課名）

福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【6】「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等に関わって人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

- ①住宅セーフティネット法が国土交通省と厚生労働省の共管となり、住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）がこのほど公表された。基本的な方向として「要配慮者の居住のニーズ・実態」「住宅ストックの状況」「福祉サービスの提供体制」等を的確に把握することが強調されているが、大阪府としてどのように取り扱われるのか、見解等を示されたい。

（回答）

- 大阪府では、府内市町村に対して、各市町村域における人口・世帯、住宅ストックの状況、協議会未設置市町村における居住支援体制の確認、福祉施設を含む属性別相談先の把握等、居住支援にかかる基礎情報把握調査を依頼し、その分析を行っています。
- また、こうした調査をきっかけの一つとし、市町村の住宅部局・福祉部局、当該市町村にて活動する居住支援法人や不動産事業者、福祉事業者等において、情報共有が図られるよう努めているところです。
- 引き続き、大阪府においては、府内市町村における現状・課題を吸い上げ、分析結果や先進事例を市町村へ還元するなど、居住支援体制の充実・強化が図られるよう情報共有等、連携を密にしていまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【6】「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等に関わって人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

- ②住宅セーフティネットの整備に関して、賃貸人等へ働きかけて登録住宅・居住サポート住宅を積極的に確保に取り組むこと。公的賃貸住宅の的確な供給と公営住宅もまた「目的外使用で登録住宅・居住サポート住宅として提供可能」となった。都道府県・市町村は、基本方針等に基づいて「賃貸住宅供給促進計画を作成することが望ましい」とも示しているが、大阪府としての見解を示されたい。

（回答）

- 大阪府では、都道府県賃貸住宅供給促進計画として大阪府居住安定確保計画を策定し、住宅確保要配慮者の居住の安定の確保の取組を進めてきたところです。登録住宅・居住サポート住宅の確保に向け、引き続き、市町村・関係団体等と連携の上、不動産協力店や居住支援法人、賃貸人等に対して積極的に働きかけを行っていきます。
- また、賃貸住宅供給促進計画では、登録住宅・居住サポート住宅の基準の緩和及び強化が可能であり、地域における住宅確保要配慮者の居住のニーズ等を踏まえ、計画の作成及びこれらの措置の必要性を十分検討する必要があると考えております。
- 大阪府においては、住宅セーフティネット法の改正内容を踏まえ、今後、大阪府居住安定確保計画の見直しを予定しており、府内市町村とも密に連携を行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名（ 部落解放同盟大阪府連合会 ）

（要望項目）

【6】「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）等の一部を改正する法律等に関わって人権尊重の社会づくりにむけた施策等の推進に関して

③改正住宅セーフティネット法により「居住支援協議会」の設置が努力義務とされた。しかし、大阪府域の市町村の中で「居住支援協議会」が整備されていないところが多い存在。そのため総合的・包括的な地域の居住支援体制の整備や居住支援団体が活用可能な施策の実施、要配慮者に必要な支援が届けられるのかが大いに懸念されるが、大阪府としての見解を示されたい。

（回答）

- 市町村域における住宅確保要配慮者居住支援協議会については、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居の促進を図るため、市町村や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものであり、居住支援を行う上で、有効なネットワークであると認識しています。
- 府内市町村における居住支援協議会の設置状況については、令和7年4月1日時点で7市。人口カバー率に換算して約26%であり、全国的には中位に位置しているものの、十分とは言い難い状況です。
- 大阪府においては、従前から大阪府居住支援連携体制構築促進事業として、居住支援協議会を設立しようとする居住支援法人に対する補助や居住支援法人を集めた居住支援研修会・交流会の実施により、居住支援に対する理解促進や市町村域における居住支援協議会の設置を促進してきたところです。
- 引き続き、府内市町村における居住支援協議会の設立に向け、支援を行ってまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 住宅建築局 居住企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。